

写

事務連絡
令和4年6月6日

都道府県畜産主務部局
都道府県動物愛護管理担当部局 } 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

愛玩動物看護師養成所指導ガイドラインに関するQ&Aの改定について

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）第31条第2号並びに附則第2条第1号ハ及びニに規定する養成所の指定については、愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号）及び愛玩動物看護師養成所指導ガイドライン（令和3年12月13日付け3消安第4706号・環自総発第2112135号別紙。以下「ガイドライン」という。）に基づき、都道府県知事による指定手続を進めていただき、厚く御礼申し上げます。

今般、ガイドラインに関するQ&Aを改定したので、関係者に周知いただくとともに、照会があった場合に判断の参考としていただきますようお願いいたします。

【本件担当者】

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

担当：大倉・平松

TEL 03-3502-8111（内線4530）

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

担当：鈴木・末永

TEL 03-3581-3351（内線6419・6656）

愛玩動物看護師養成所指導ガイドラインに関するQ & A

令和3年12月17日作成

令和4年3月22日改定

令和4年6月6日改定

【目次】

<一般的事項について>

- 問1-1 愛玩動物看護師法（以下「法」という。）は令和4年5月1日に施行されるが、養成所の指定はいつまでに行う必要があるか。（令和4年3月22日更新）
- 問1-2 令和4年4月に開始する教育課程の取扱い如何。
- 問1-3 令和4年4月に開始する教育課程について、31条校と附則2条校の双方に該当するものとして重複して指定することは可能か。
- 問1-4 附則2条校のうち、法附則第2条第1号ハの養成所と同号ニの養成所の違いは何か。（令和4年3月22日追加）
- 問1-5 審査に当たって、申請内容をどのように確認すべきか。
- 問1-6 養成所長とはどのような立場の者が想定されるのか。（令和4年3月22日追加）
- 問1-7 学科・専攻・コース名は申請書にどのように記載すべきか。（令和4年3月22日更新）
- 問1-8 学則について、どの時点のものを提出させるべきか。また、代替は可能か。（令和4年3月22日追加）
- 問1-9 変更承認の申請、変更の届出が必要となるのは、それぞれどの事項の変更か。（令和4年3月22日追加）
- 問1-10 法附則第2条第1号ハ（既卒者）の養成所について、指定を受けようとする期間の途中で設置者が変更された場合にはどのように取り扱うべきか。設置者が変更されていることをもって、新規の養成所として別途指定申請する必要があるか。（令和4年3月22日追加）
- 問1-11 附則2条校の指定について、指定を希望する課程の名称や内容、修業年限等が途中で変更されている場合は、どのように取り扱うべきか。（令和4年3月22日追加）
- 問1-12 既に閉校している養成所についての指定申請については、どのように取り扱うべきか。（令和4年3月22日追加）
- 問1-13 都道府県知事が養成所の指定をする際に用いる様式は定めがあるか。また、指定後に必要な手続如何。（令和4年3月22日追加）

<学生に関する事項について>

- 問2-1 年度によっては、学則に定められた学生の定員の増減が見られるが、どの位の範囲まで許容できるのか。
- 問2-2 学生の諸記録はどの位の期間保存されていなければならないのか。

<教員に関する事項について>

- 問3-1 「専任教員」とはどのような教員を指すのか。
- 問3-2 学外における勤務の実態がある職員は専任教員として認められ得るか。
- 問3-3 専任教員に係る要件のうち、「これと同等以上の学識経験」とはどのようなものが想定されるか。
- 問3-4 専任教員に係る要件のうち、5年以上の業務経験を有する愛玩動物看護師について、業務経験に動物看護教育への従事を含めてよいか。
- 問3-5 1教員の1週間当たりの授業時間数について、目安としてどのように考えればよいか。
- 問3-6 獣医師又は愛玩動物看護師である教員等について、職務において旧姓を使用することを予定しているため、添付される免許証に記載されている氏名とは齟齬が生じる事態が想定されるが、どのように本人確認を行えばよいか。(令和4年3月22日追加)
- 問3-7 指定規則別表の科目以外の科目を担当する教員についても提出する必要があるか。(令和4年3月22日追加)
- 問3-8 実習指導員又は実習助手の配置は必須か。(令和4年3月22日追加)

<授業に関する事項について>

- 問4-1 各科目の教育内容が愛玩動物看護師養成所指導ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）別表1に掲げる事項に合致することについて、どのように確認すればよいか。(令和4年3月22日更新)
- 問4-2 授業科目名及び概要が、指定規則に定める科目名及び概要等と乖離しているかどうかについては、どのように判断するのか。
- 問4-3 指定規則に定める科目には実習とそれ以外の科目があるが、講義・実習形式の別は一致させる必要があるか。また、演習形式の場合はどのように取り扱うべきか。
- 問4-4 指定規則に定める科目1科目に対して、複数の授業科目をもって該当とすることはできるか。また、どのように記載すべきか。
- 問4-5 授業時間数について、単位取得要件を考慮する必要があるか。
- 問4-6 授業時間数について、1時間は60分として換算すべきか。単位時間をもとに考えてよいか。(令和4年3月22日追加)

問 4-7 授業が単位制で開講されている場合、授業時間数の要件を満たしていることについてどのように確認すればよいか。

問 4-8 必修でない授業科目がある課程についてはどのように取り扱うべきか。(令和 4 年 3 月 22 日更新)

問 4-9 遠隔授業(オンライン授業)の上限時間数はどのように考えればよいか。

<施設設備に関する事項について>

問 5-1 愛玩動物看護師の養成には使用しない教室等も含めた学校全体の情報を確認する必要があるのか。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

問 5-2 教室や実習室に求める具体的な面積はどのように考えればよいか。

問 5-3 「実習室は、ロッカールーム又は更衣室を有することが望ましい」とあるが、ロッカールーム又は更衣室の設置は必須ではないのか。

問 5-4 教育上必要な機械器具、模型及び図書について、必ず備え付けなければならないものはあるのか。

<臨床実習を行う施設に関する事項について>

問 6-1 指定規則第 2 条第 1 項第 10 号の「臨床実習を行う実習施設」とはどのような施設か。指定規則第 4 条第 7 号の「実習室」との違いは何か。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

問 6-2 臨床実習(動物看護総合実習)を行う飼育動物診療施設等は具体的にどのような施設であればよいのか。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

問 6-3 臨床実習(動物看護総合実習)は一つの施設で行わせる必要があるのか。(令和 4 年 3 月 22 日更新)

問 6-4 臨床実習(動物看護総合実習)を行うのに適当な実習施設を利用し得るかについて、どのように審査すべきか。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

問 6-5 臨床実習(動物看護総合実習)を実施する施設について、1 施設当たりの受入人数に制限を設ける必要はあるか。また、毎年同じ施設であることを求める必要はあるか。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

問 6-6 学校附属の動物病院で臨床実習(動物看護総合実習)を実施することは可能か。この場合、承諾書を求める必要はあるか。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

問 6-7 養成所と臨床実習(動物看護総合実習)を行う施設が交わす契約について、契約書の様式等はあるか。(令和 4 年 3 月 22 日更新)

問6-8 臨床実習（動物看護総合実習）を行う施設に係る「実習施設承諾書」において、「実習施設の主な設備及び保有する機械器具等の状況」の項目があるが、具体的に記載されているものについて、臨床実習施設は全て具備する必要があるか。（令和4年3月22日更新）

問6-9 養成所指定申請時に、臨床実習（動物看護総合実習）を行う実習施設からの承諾書が揃わない場合、申請時にはどのように取り扱えばよいか。また、その後の手続如何。（令和4年3月22日追加）

問6-10 臨床実習（動物看護総合実習）では、実際の動物診療施設で診療業務に参加することとなっているが、必要な時間数とされている180時間のうち、どの程度実地での実習が必要なのか。（令和4年3月22日追加）

<その他>

問7-1 指定基準における「専任の事務職員」について、養成所内に複数の学科やコースを設けている場合、他学科等に係る事務と兼務している事務職員を「専任の事務職員」としてよいか。

問7-2 指定した養成所について、定期的に第三者評価を行う必要はないか。

問7-3 養成所指定に当たって立入検査は実施すべきか。また、指定後の立入検査は実施すべきか。

問7-4 指定規則第5条の指定養成所設置者による都道府県知事への報告について、報告様式等はあるか。また同条第2号の「前学年度における教育実施状況の概要」について、どのような事項に関する報告を受けらるべきか。（令和4年6月3日追加）

問7-5 指定規則第5条の指定養成所設置者による都道府県知事への報告について、指定を行った年に報告は必要か。（令和4年6月3日追加）

<一般的事項について>

問 1-1 愛玩動物看護師法（以下「法」という。）は令和4年5月1日に施行されるが、養成所の指定はいつまでに行う必要があるか。（令和4年3月22日更新）

答 令和4年4月に開始する教育課程を除き、法第31条第2号の養成所（以下「31条校」という。）については、教育課程を開始する6か月前までに申請させ、養成所が当該指定を受けようとする教育課程を開始する年度の前年度末までに指定されたい。

法附則第2条第1号ハ及びニの養成所（以下「附則2条校」という。）については、既に終了している教育課程又は現に実施されている教育課程に対し指定するものであり、養成所からの随時行われる申請に応じて適宜指定されたい。ただし、既卒者・在学者に対し令和4年度に開催される講習会を受講させることを希望する養成所については、令和4年1月中旬までに、当該附則2条校の概要等を用いて都道府県に事前相談することとした上で、原則として同年2月28日までに申請させ、同年4月30日までに指定を完了されたい。

問 1-2 令和4年4月に開始する教育課程の取扱い如何。

答 令和4年4月に開始する教育課程について、31条校又は附則2条校として指定可能である。

この場合、都道府県知事による指定は教育課程が開始される日より後になることも考えられるが、令和4年4月1日に遡って指定の効力を生じさせて差し支えない。ただし、同年4月に開始する教育課程を指定する場合においては、養成所からの指定申請を同年5月31日までに受理の上、令和4年度内に指定を完了されたい。

問 1-3 令和4年4月に開始する教育課程について、31条校と附則2条校の双方に該当するものとして重複して指定することは可能か。

答 31条校、附則2条校いずれの養成所としての指定か、養成所単位で全ての課程（学科・専攻・コース等。以下「コース等」という。）について合わせる必要はないが、同一の課程（コース等）の同一年度について重複して指定することは認められない。例えば、一つの養成所について、A課程については平成26年度から令和3年度まで附則2条校、令和4年度から31条校として指定

し、B 課程については平成 26 年度から令和 4 年度まで附則 2 条校、令和 5 年度から 31 条校として指定することは可能だが、令和 4 年度から開始する A 課程について、31 条校及び附則 2 条校として指定することは認められない。

問 1-4 附則 2 条校のうち、法附則第 2 条第 1 号ハの養成所と同号ニの養成所の違いは何か。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

答 法施行日(令和 4 年 5 月 1 日)前に養成所を卒業した場合は法附則第 2 条第 1 号ハ(既卒者)、法施行日以後に養成所を卒業する場合は法附則第 2 条第 1 号ニ(在学者)に該当することとなる。

法附則第 2 条第 1 号ニ(在学者)の養成所については、現に学生が在学していることから、法第 31 条の養成所に準じ、ガイドラインにおいて、学生・教員に関する事項を法附則第 2 条第 1 号ハ(既卒者)と比して追加的に記載を求めている。法附則第 2 条第 1 号ハ(既卒者)については既に実施された教育課程であることから、これらに関する事項は求めないこととしている。

問 1-5 審査に当たって、申請内容をどのように確認すべきか。

答 養成所指定申請チェックシート(別添)を用いて、申請内容が指定規則及びガイドラインで定めた事項について遵守されているか確認されたい。また、申請内容に疑義がある場合は、必要に応じて証拠書類の提出を求めるほか、聞き取り等を行うこと。

問 1-6 養成所長とはどのような立場の者が想定されるのか。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

答 学校の校長等を想定している。理事長等、学校経営の責任者がこれと別に存在する場合には、学校経営の責任者ではなく、教育組織関連を管理する責任者(校長等)を養成所長として提出するよう指導されたい。

また、法附則第 2 条の指定申請に当たっては、指定申請時点での養成所長について記載させること。

問 1-7 学科・専攻・コース名は申請書にどのように記載すべきか。(令和4年3月22日更新)

答 養成所の指定申請に当たり、必要に応じて養成所の名称欄に記載すること。
なお、必要な課程を修業したかどうかを明らかにするため、修業(卒業)証明書等にも当該区分を記載させること。

問 1-8 学則について、どの時点のものを提出させるべきか。また、代替は可能か。(令和4年3月22日追加)

答 学則については、指定に係る期間の最初の年度のものを提出させること。
なお、附則2条校について、学校教育法に定める学則が存在しない場合は、それに準じる書類を提出させることとして差し支えない。この場合、学則又はそれに準じる書類において、修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項が明示されていることとし、その他の事項については補足資料により確認することとして差し支えない。

問 1-9 変更承認の申請、変更の届出が必要となるのは、それぞれどの事項の変更か。(令和4年3月22日追加)

答 31条校、附則2条校のそれぞれについて、愛玩動物看護師養成所指定規則(令和3年農林水産省・環境省令第7号。以下「指定規則」という。)第3条第1項の変更承認の申請及び同条第3項の変更の届出(これらの規定を指定規則附則第4条第2項により読み替えて準用する場合を含む。)が必要な事項については以下のとおり。

養成所の別	変更事項	変更手続	根拠規定
31 条校	<ul style="list-style-type: none"> ・学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項に限る。） ・校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 ・臨床実習を行う実習施設等 	承認申請	指定規則第 3 条第 1 項
	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地） ・名称 ・位置 ・学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。） 	届出	指定規則第 3 条第 3 項
附則 2 条校 （同条第 1 号ニの養成所に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項に限る。） 	承認申請	指定規則附則第 4 条第 2 項において読み替えて準用する第 3 条第 1 項
	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地） ・名称 ・位置 ・学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。） 	届出	指定規則附則第 4 条第 2 項において準用する第 3 条第 3 項

問 1－10 法附則第 2 条第 1 号ハ（既卒者）の養成所について、指定を受けようとする期間の途中で設置者が変更された場合にはどのように取り扱うべきか。設置者が変更されていることをもって、新規の養成所として別途指定申請する必要があるか。（令和 4 年 3 月 22 日追加）

答 指定を受けようとする期間の途中で設置者が変更されていることを理由に別個の養成所とする必要はなく、教育課程に連続性があり、かつ教育の内容が指定規則附則別表に定めるもの以上である場合には同一の養成所として指定することは可能である。

問 1-11 附則 2 条校の指定について、指定を希望する課程の名称や内容、修業年限等が途中で変更されている場合は、どのように取り扱うべきか。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

答 養成所は、課程を単位として、基準を満たす授業を開講した最初の入学年度について審査の上、基準を満たしていると認められた場合、当該授業を開講した最後の年度まで継続的に指定されるものである。

附則第 2 条第 1 号ニ（在学者）の養成所については、指定後に課程の名称に変更が生じた場合には変更の届出が必要となる。また、修業年限、教育課程に変更が生じる場合には、事前に変更承認が必要となる。

法附則第 2 条第 1 号ハ（既卒者）の養成所として指定する課程等の名称が過去に変更されたが、同一の課程として継続的に指定する場合には、養成所の名称や開講年度（入学年度別）を指定申請書に記載させること。また、組織再編等、課程の内容に著しい変更が生じたとみられる場合には、必要に応じて指定当初時点と変更後の科目読替表を求める等により、教育課程の連続性があり、かつ教育の内容が指定規則附則別表に定めるもの以上であることを確認されたい。修業年限が変更となった場合、とりわけ修業年限が短縮される場合については、適切な授業内容・時間数が確保されているかを確認されたい。

問 1-12 既に閉校している養成所についての指定申請については、どのように取り扱うべきか。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

答 既に閉校している養成所については、その事務（学生名簿、履修状況等）を管理している法人が存在し、当該法人が受験申請に必要な書類（養成所修業（卒業）証明書等）を発行できる場合には、閉校した養成所に代わり当該法人が当該閉校した養成所の指定について申請して差し支えない。なお、この場合の指定申請は、当該閉校した養成所が位置していた都道府県に対し行わせること。

問 1-13 都道府県知事が養成所の指定をする際に用いる様式は定めがあるか。また、指定後に必要な手続如何。(令和 4 年 3 月 22 日追加)

答 指定・変更承認の際の参考様式については別添のとおりだが、必ずしもこれに従う必要はない。

養成所を指定した際は、主務省（窓口：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室）まで御報告いただきたい。また、当該報告に記載の事項に変更が生じた場合においても、主務省宛報告いただきたい。

<学生に関する事項について>

問 2 - 1 年度によっては、学則に定められた学生の定員の増減が見られるが、どの位の範囲まで許容できるのか。

答 管轄する各自治体の指導の範疇に収まるものであれば、差し支えない。

問 2 - 2 学生の諸記録はどの位の期間保存されていなければならないのか。

答 専修学校について、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 28 条の適用を受け、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録は 20 年間、これ以外は 5 年間で保存期間とされていることを踏まえ、養成所においても同様に対応されることを想定している。

<教員に関する事項について>

問 3 - 1 「専任教員」とはどのような教員を指すのか。

答 指定規則における「専任教員」は、専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 39 条第 2 項の「専任の教員」に準ずることを想定している。勤務実態等を総合的に勘案し、当該養成所の教育に本務として従事する者について、専任教員として取り扱って差し支えない。

問 3 - 2 学外における勤務の実態がある職員は専任教員として認められ得るか。

答 当該職員の全体の勤務実態を考慮した上で、当該養成所の教育が本務と判断できるものであれば、専任教員として取り扱って差し支えない。

問 3 - 3 専任教員に係る要件のうち、「これと同等以上の学識経験」とはどのようなものが想定されるか。

答 「これと同等以上の学識経験」を有する者については、個別具体的な判断となるが、例えば、現在、専門学校等において動物看護に関する授業を担当している教員などが考えられる。

問3-4 専任教員に係る要件のうち、5年以上の業務経験を有する愛玩動物看護師について、業務経験に動物看護教育への従事を含めてよいか。

答 愛玩動物看護師としての業務経験は臨床に限られるものではなく、動物看護教育への従事を含めて差し支えない。

問3-5 1教員の1週間当たりの授業時間数について、目安としてどのように考えればよいか。

答 歯科衛生士、臨床検査技師、言語聴覚士、柔道整復師等のその他国家資格において規定されている1教員15時間/週の制限を参考にして、当該養成所の運営状況を踏まえつつ、教員の過重にならない範囲とすること。

問3-6 獣医師又は愛玩動物看護師である教員等について、職務において旧姓を使用することを予定しているため、添付される免許証に記載されている氏名とは齟齬が生じる事態が想定されるが、どのように本人確認を行えばよいか。(令和4年3月22日追加)

答 申請する氏名と免許証で確認できる氏名が異なる場合、戸籍謄本、旧姓・新姓の両方が記載された運転免許証、マイナンバーカードの写し等、公的書類の補完的提出を求めることにより本人であることを確認されたい。

問3-7 指定規則別表の科目以外の科目を担当する教員についても提出する必要があるか。(令和4年3月22日追加)

答 指定規則別表の科目以外の科目に係る情報については提出不要である。

問3-8 実習指導員又は実習助手の配置は必須か。(令和4年3月22日追加)

答 必須ではない。

<授業に関する事項について>

問4-1 各科目の教育内容が愛玩動物看護師養成所指導ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）別表1に掲げる事項に合致することについて、どのように確認すればよいか。（令和4年3月22日更新）

答 ガイドラインの参考様式を使用して、指定規則別表又は附則別表に定める科目（以下「指定科目」という。）並びにガイドライン別表1、別表4及び別表5記載の科目の概要と、養成所から提出された授業科目名及び概要との対応を確認されたい。指定科目に対応する授業科目がない場合又は授業時間数が基準に満たない場合には、当該教育課程を指定することはできない。

提出された授業科目名及び概要について、指定科目の名称及び概要等と乖離があると考えられる場合には、授業科目の内容がわかる資料（シラバス等）の提出を養成所に求め確認されたい。

なお、授業科目の名称が指定科目の名称と同一である場合には、科目の概要の記載を省略して差し支えないこととしている。また、科目名の末尾に特定の語句が加わる場合、同等の内容であるが複数の科目に分割されている場合、及び指定科目の名称が授業科目名の中に含まれる場合も、同様に取り扱われたい。ガイドライン別表5に示す科目名についても、これに準じて取り扱って差し支えない。

また、教育内容（指定科目）及び授業時間数は必要な知識及び技能の修得のために定められたものであることから、国家試験対策のための単なる問題演習、就職活動等を教育内容に含めることは適当でないことに留意すること。

問4-2 授業科目名及び概要が、指定規則に定める科目名及び概要等と乖離しているかどうかについては、どのように判断するのか。

答 必ずしも同じ用語が用いられている必要はなく、科目の概要や到達目標を踏まえ、必要な内容が含まれているかを判断されたい。例えば、動物医療コミュニケーション（日常健康管理に関わる飼い主教育や事前問診、入院動物の容態説明、院内における他のスタッフとのコミュニケーションの基礎について学ぶ。）に、教養科目としての英会話、パソコン演習を含めることは適当でない。

また、附則2条科目については、ガイドライン別表4に定める科目の概要に加え、第1回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会 参考資料5 認定動物看護師新コアカリキュラム（動物看護師統一認定機構策定）（https://www.aff.go.jp/j/syuan/tikusui/doubutsu_kango/committee/200827/attach/pdf/shiryo-8.pdf、https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/kangos

hi/01/ref05.pdf)に記載のキーワードを参考にされたい。

問4-3 指定規則に定める科目には実習とそれ以外の科目があるが、講義・実習形式の別は一致させる必要があるか。また、演習形式の場合はどのように取り扱うべきか。

答 指定規則に定める科目のうち、実習科目以外の科目については、ガイドラインで定める到達目標を満たすのであれば、講義形式であることは必須ではないが、実習科目については、実習形式又は演習形式で行われているか確認されたい。なお、附則2条校については、既に終了している教育課程又は現に実施されている教育課程に対して指定するものであることから、ガイドライン別表4に定める科目の概要と養成所の授業科目名及び概要をもとに判断されたい。

問4-4 指定規則に定める科目1科目に対して、複数の授業科目をもって該当とすることはできるか。また、どのように記載すべきか。

答 指定規則に定める科目1科目に対して、複数の授業科目を該当とすることは可能。また、特定の授業科目が複数の指定規則に定める科目に該当すると判断することも差し支えない。なお、授業時間数については重複しないよう計上する必要がある。

問4-5 授業時間数について、単位取得要件を考慮する必要があるか。

答 単位取得要件について考慮する必要はない。

問4-6 授業時間数について、1時間は60分として換算すべきか。単位時間をもとに考えてよいか。(令和4年3月22日追加)

答 授業時間数は専修学校設置基準の単位時間の考え方に準じることとして差し支えない。

(参考) 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)

(単位時間)

第9条 専修学校の授業における1単位時間は、50分とすることを標準とす

る。

※教育上支障がない場合、1単位時間を45分とすることを認めている場合があるので、単位時間の取扱いについては学事課と調整の上、適切に指導されたい。

問4-7 授業が単位制で開講されている場合、授業時間数の要件を満たしていることについてどのように確認すればよいか。

答 当該養成所による申請の際、単位数とともに1単位当たり授業時間から換算した授業時間数を併記させ、当該授業時間数が指定規則に定めた時間数を満たしているか否か確認されたい。

問4-8 必修でない授業科目がある課程についてはどのように取り扱うべきか。(令和4年3月22日更新)

答 指定規則別表に定める教育内容及び時間数を満たすことが指定基準であるため、原則として、指定申請を行う課程(コース等)においては指定規則に定める科目は必修である必要がある。

なお、附則2条校については、指定規則附則別表に定める各科目に該当する授業科目に選択科目が含まれる課程(コース等)を養成所として指定することは妨げないが、指定に当たっては、国家試験受験希望者に対して科目履修証明書の発行が必要となることを当該養成所に教示されたい。

これは、愛玩動物看護師法施行規則(令和3年農林水産省・環境省令第6号)様式第5(愛玩動物看護師国家試験受験願書)に規定する養成所修業(卒業)証明書は、選択科目が含まれる養成所の課程にあつては卒業証明書及びガイドライン様式5による科目履修証明書を指すこととしたことから、当該課程を修了した学生のうち、ガイドライン様式5に定める科目履修証明書によって指定規則附則別表に定める各科目の修得を終えた(卒業までに履修した)旨を証明できる者に限り、指定講習会を受講することによって国家試験受験資格を得ることができるためである。

問4-9 遠隔授業(オンライン授業)の上限時間数はどのように考えればよいか。

答 愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を習得させるために養成所にお

いて実施する授業のうち、遠隔授業として実施可能な上限は特段設けていないが、実施する授業の内容に応じ、適切な形で授業を実施すること。なお、専修学校においては、「専修学校における遠隔授業の取扱いについて（周知）（令和3年6月9日文科省総合教育政策局長通知3文科教第283号）」に示された考え方に従い、専修学校設置基準に沿った運用が必要である。

<施設設備に関する事項について>

問5-1 愛玩動物看護師の養成には使用しない教室等も含めた学校全体の情報を確認する必要があるのか。（令和4年3月22日追加）

答 愛玩動物看護師養成所として使用する施設設備等についてのみ確認すれば足り、学校全体の施設設備に係る書類等の提出を求める必要はない。

問5-2 教室や実習室に求める具体的な面積はどのように考えればよいか。

答 指定基準として具体的な面積は設けていないが、当該養成所における個別具体的な教育内容、学生数等に照らし適切な面積が確保されていれば差し支えない。

問5-3 「実習室は、ロッカールーム又は更衣室を有することが望ましい」とあるが、ロッカールーム又は更衣室の設置は必須ではないのか。

答 必須ではないが、学生の学習環境への配慮の観点から、設置が望ましいとしているものである。

問5-4 教育上必要な機械器具、模型及び図書について、必ず備え付けなければならないものはあるのか。

答 ガイドライン別表2において、機械器具、標本及び模型について品目を参考として例示しているが、必須品目としているものではなく、当該養成所における個別具体的な教育内容、学生数等に照らし、必要な種類及び数の機械器具、模型及び図書を有していればよい。

<臨床実習を行う施設に関する事項について>

問6-1 指定規則第2条第1項第10号の「臨床実習を行う実習施設」とはどのような施設か。指定規則第4条第7号の「実習室」との違いは何か。(令和4年3月22日追加)

答 指定規則第2条第1項第10号の「臨床実習を行う実習施設」は、「動物看護総合実習」を実施する診療施設である。また、指定規則第4条第7号の「実習室」は、「動物看護総合実習」以外の実習科目等、養成所内で実施する実習に使用される教室である。

問6-2 臨床実習（動物看護総合実習）を行う飼育動物診療施設等は具体的にはどのような施設であればよいのか。(令和4年3月22日追加)

答 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に基づく診療施設の開設の届出がされている診療施設であって、犬、猫又は愛玩鳥を取り扱う施設である必要がある。

問6-3 臨床実習（動物看護総合実習）は一つの施設で行わせる必要があるのか。(令和4年3月22日更新)

答 一つの施設である必要はないが、臨床実習（動物看護総合実習）を行う施設について、養成所から網羅的に提出させる必要がある。

問6-4 臨床実習（動物看護総合実習）を行うのに適当な実習施設を利用し得るかについて、どのように審査すべきか。(令和4年3月22日追加)

答 養成所が愛玩動物看護師養成課程に在籍する全学生に臨床実習（動物看護総合実習）を受ける機会を確保していることを確認するため、実習施設の受入人数、受入回数等が適切であることを確認されたい。

（指定申請時に詳細な受入れ予定が詰め切れていない場合については、問6-9参照。）

問6-5 臨床実習（動物看護総合実習）を実施する施設について、1施設当たりの受入人数に制限を設ける必要はあるか。また、毎年同じ施設であることを求める必要はあるか。（令和4年3月22日追加）

答 1施設当たりの受入人数の制限を設ける必要はない。また、毎年同じ施設である必要はないが、変更が生じる場合には、指定規則第3条第1項に基づく変更承認を受ける必要がある。

問6-6 学校附属の動物病院で臨床実習（動物看護総合実習）を実施することは可能か。この場合、承諾書を求める必要はあるか。（令和4年3月22日追加）

答 獣医療法第3条に基づく診療施設の開設の届出がされている診療施設であれば、学校附属の動物病院で動物看護総合実習を実施することは可能である。この場合、承諾書の提出を求める必要はない。

なお、ガイドライン別表に定める動物看護総合実習の到達目標に飼い主とのコミュニケーション等が含まれていることから、これを満たすためには、診療の業務を公の求めに応じて行う診療施設で実習を行うことが必要である。

問6-7 養成所と臨床実習（動物看護総合実習）を行う施設が交わす契約について、契約書の様式等はあるか。（令和4年3月22日更新）

答 契約書の様式等は特に定めていない。

問6-8 臨床実習（動物看護総合実習）を行う施設に係る「実習施設承諾書」において、「実習施設の主な設備及び保有する機械器具等の状況」の項目があるが、具体的に記載されているものについて、臨床実習施設は全て具備する必要があるか。（令和4年3月22日更新）

答 必須ではない。

問6-9 養成所指定申請時に、臨床実習（動物看護総合実習）を行う実習施設からの承諾書が揃わない場合、申請時にはどのように取り扱えばよいか。また、その後の手続如何。（令和4年3月22日追加）

答 養成所指定申請時に全ての承諾書が揃っていることが望ましいが、これが困難な場合、養成所指定申請時には、臨床実習を行う予定の施設のリストの提出を求められたい。あるいは、前年度に臨床実習が行われた施設の一覧を提出することによって臨床実習を行う予定の施設のリストに代えても差し支えない。これらの場合においては、遅くとも実習を開始する3か月前までに承諾書を提出するよう指導するとともに、養成所指定申請時に提出したリストから実習先に変更がある場合には、指定規則第3条第1項に基づく変更承認を受けるよう指導されたい。

問6-10 臨床実習（動物看護総合実習）では、実際の動物診療施設で診療業務に参加することとなっているが、必要な時間数とされている180時間のうち、どの程度実地での実習が必要なのか。（令和4年3月22日追加）

答 実地で実習すべき最低時間数等を示すことは考えていないが、必要な範囲で行う実習前のガイダンス、模擬演習、見学等が時間数に含まれることは差し支えない。臨床実習施設の実習指導者の判断の下、到達目標に沿った適切な指導が行われるよう留意すること。

<その他>

問7-1 指定基準における「専任の事務職員」について、養成所内に複数の学科やコースを設けている場合、他学科等に係る事務と兼務している事務職員を「専任の事務職員」としてよいか。

答 事務の管理を適正かつ確実に実施できると考えられる場合、当該養成所に設けられた他学科等に係る事務との兼務を認めて差し支えない。なお、教員との兼務は認められない。

問 7-2 指定した養成所について、定期的に第三者評価を行う必要はないか。

答 指定規則において、養成所の第三者評価を定期的に行うことは求めていないが、任意で行うことを妨げるものではない。

問 7-3 養成所指定に当たって立入検査は実施すべきか。また、指定後の立入検査は実施すべきか。

答 法には立入検査に関する定めはないが、指定に係る事務を遂行するために必要な範囲で、任意で実施することは可能である。

問 7-4 指定規則第 5 条の指定養成所設置者による都道府県知事への報告について、報告様式等はあるか。また、同条第 2 号の「前学年度における教育実施状況の概要」について、どのような事項に関する報告を受けるべきか。
(令和 4 年 6 月 6 日追加)

答 指定規則第 5 条に基づく報告に係る参考様式は別添のとおりだが、必ずしもこれに沿う必要はない。同条第 2 号の「前年度における教育実施状況の概要」としては、前年度の授業科目の編成、授業科目毎の単位取得者数及び国家試験の受験状況について報告を求められたい。また、養成所から報告があった際には、速やかに主務省まで情報提供願いたい。

問 7-5 指定規則第 5 条の指定養成所設置者による都道府県知事への報告について、指定年度分の報告は必要か。(令和 4 年 6 月 6 日追加)

答 指定を行った年度については、同条のうち、第 1 号に係る部分に限って報告の必要がある。

なお、指定が毎学年度開始後二月を超えて行われた場合にあっては、指定養成所の設置者に対して、遅滞なく都道府県知事に報告するよう指導されたい。

以 上